

やまなし子どもの貧困対策推進 政策提言

令和6年3月21日

山 梨 県 議 会

目 次

1	提言の背景及び趣旨	P1
2	提言項目	P3
(1)	生活環境の改善のための支援の拡充	P3
(2)	社会福祉・医療サービス届けられる支援体制の整備	P3
(3)	教育・学習環境の向上のための支援の拡充	P4
(4)	子どもの居場所づくりの推進	P5

1 提言の背景及び趣旨

長く続いたコロナ禍での経済停滞、ウクライナ情勢等を背景とする原材料価格上昇による世界的なインフレの進行と、その影響を拡大する円安などにより、物価の上昇が続いている。一方、物価上昇に賃上げが追いついていないことから、家計の負担は増加しており、特に食費等の高騰に直面して低所得の子育て世帯は大きな影響を受けている。

また、雇用形態による所得の格差は解消されず、資産格差は拡大傾向にあり、経済格差が教育格差を生む負のスパイラルが懸念されている。ひとり親世帯の多くは母子世帯であり、就業率は高いものの非正規雇用が多いため収入は低いままとなっている。母子貧困が子どもの将来を閉ざすことは重大な権利の侵害であり、貧困の連鎖は社会に人材不足をもたらす深刻な問題である。

さらに、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、子ども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、中にはヤングケアラーとして家事等を担うため、「子どもが地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている。

こうした中、令和5年4月1日、こども基本法が施行され、政府はこども施策を総合的に推進するためこども施策に関する大綱を定めなければならないとされた。これを受けて、国は「こども大綱」や「こども未来戦略」、「こどもの居場所づくりに関する指針」を令和5年12月22日閣議決定した。

県では「山梨県総合計画 2023年策定版（令和5年12月）」に「困難からの脱却・再挑戦に開かれた社会づくり」を定め、「やまなし子どもの貧困対策推進計画（令和2年度～令和6年度）」を改定することとしている。

SDGsの目標1「貧困をなくそう」を含む目標は、すべての子どもの権利を守り、不平等や格差をなくすことを目指している。子どもの貧困問題は、国際的な共同の課題であり、SDGsを通じて取り組むことも求められている。

県議会としては、「誰一人取り残さず、ともに幸せと豊かさを享受する山梨県」を目指し、本県のいずれの地域でも安定して支援が受けられ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されない環境の提供により、子どもたちの生活条件の改善を図り、教育・体験機会を確保し、将来の可能性を最大限に引き出すため、子どもの貧困対策に係る施策、取り組みについて積極的に提言していくこ

ととし、令和5年6月にやまなし子どもの貧困対策推進政策提言案作成委員会を設置した。

その後、同委員会において、執行部からの聞き取り調査、有識者との意見交換、こども家庭庁担当者からの講演などを実施し、検討を重ね、提言案の取りまとめを行った。

県には子どもの貧困対策を推進するに当たり、この提言が十分尊重されるよう要望する。

2 提言項目

(1) 生活環境の改善のための支援の拡充

【現状・課題】

- 放課後児童クラブの開設場所の確保が進まない。
- 学校給食のない長期休み（夏休み、冬休み、春休み）期間中の保護者の負担は大きい。
特に、働くひとり親家庭の母親は、就労時間を調整するなどの影響があり、収入減少につながっている。
- 物価高騰に伴い、低所得世帯の生活費の割合が大きく、子どもにかかる教育費の割合が少なくなっており、子どもの学習や体験への悪影響が懸念される。

【提 言】

- 年齢を問わず、すべての子どもたちが放課後児童クラブなどを利用できるよう施設・スペース確保の促進及び放課後児童クラブなどの活動内容に対する支援の拡大を検討すること。
 - ◇ 学校施設だけでなく公共施設や、民間の遊休施設の利活用を検討すること。
 - ◇ 放課後児童クラブを含め、様々な子どもたちの居場所において、学校が長期休みの間、昼食が提供できるような活動に対する支援を検討すること。
 - ◇ 民間企業やボランティア団体などが連携し、広域的に支援物資や有休品等を提供できる体制づくりの促進・支援を検討すること。
 - ◇ 子どもたちに学習・体験機会を提供する取り組みに関する情報の提供方法の検討及びその提供活動への支援を検討すること。

(2) 社会福祉・医療サービスを届けられる支援体制の整備

【現状・課題】

- 医療へのアクセスや心理的な支援を必要としているにもかかわらず、情報が届いていない、あるいは、自分が対象とっていない子どもたちがまだ存在している。
- 国は、伴走型支援・プッシュ型支援への移行、アウトリーチ型の支援の強化を目指している。
- 学校や子どもの居場所において、専門知識を持ったソーシャルワーカーによる支援が求められている。一方で配置は国の目標に達していない。
- 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つソーシャルワーカーの人材育成・確保については、資格要件を満たすために長期の時間を要するため、直ちには難しい。

【提 言】

- 社会福祉や医療による支援を必要としている子どもたちに直接アプローチするための体制・仕組みを検討すること。
 - ◇ 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ方々をスーパーバイザーとするチームを編成し、教員OBや教員免許保持者などが研修等を受講のうえメンバーとなり、学校以外の子どもの居場所（こども食堂、学習支援実施場所など）でソーシャルワーカー活動を行う取り組みを検討すること。
 - ◇ 子どもに関わる社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つソーシャルワーカー育成のための奨学金新設を検討すること。

（３）教育・学習環境の向上のための支援の拡充

【現状・課題】

- 住民税非課税世帯への支援は実施されているが、収入がこれらより少し上の課税世帯も、生活に余裕があるわけではない。
 例えば国では、高等教育に係る授業料減免や給付型奨学金制度においては、生活保護世帯・住民税非課税世帯とともに低所得世帯（年収約３８０万円以下）も支援対象となっている。

【提 言】

- 住民税が非課税とならない低所得世帯に対応した段階的な支援を検討すること。
 - ◇ 授業料以外の教育費や入学時に必要な経費に対する支援を検討すること。
 - ◇ 入学試験や資格試験などの受験料の支援を検討すること。

(4) 子どもの居場所づくりの推進

【現状・課題】

- 困窮する子育て家庭に対して、対面やLINE等を活用したSNSでのつながりを構築しているこども食堂が各地で活動をしているが、参加する子どもたちの多くが小学生以下であることもあり、悩みを抱える中学生・高校生へのアプローチができていない。
- 家庭や学校以外で、子どもがひとりで安心して過ごすことのできる場所が、「どこにある何であるか」を、関係者（行政、支援団体）が把握できていない。

【提 言】

- 様々なニーズや特性を持つ子どもたちが、安心して過ごすことができ、山梨県の実情に合った第3の居場所づくりを検討すること。
 - ◇ 子どもたちに求められる「居場所」に関する調査・研究の実施を検討すること。
 - ◇ 子どもたちが求める「居場所」に合う既設場所の充実と新規設置を検討すること。